

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(3) 被服の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳の未作成【和陽園】（報告書 P136）</p> <p>平成27年度の和陽園において、被服貸与規程に基づき同規定の被貸与者に対して、規定されている枚数の範囲内において被服を貸与している。貸与にあたり、被貸与者に対して、サイズの調査を実施しており、同調査により平成27年度における個人別の貸与品及び貸与枚数を把握することが可能である。</p> <p>しかし、和陽園では、被服貸与規程第9条において作成が義務付けられている貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成していないため、和陽園における貸与品の管理状況が不明である。</p> <p>そのため、和陽園が保有している各貸与品の枚数が不明であり、資産を適切に管理することができていないと考えられる。</p> <p>和陽園における所属長は貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成し、貸与の状況を適切に記録されたい。</p>	<p>平成29年4月に、貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成し、貸与の状況を記録している。</p>